

津市耐震シェルター設置事業補助金

1. 対象者

津市内の対象住宅の所有者、または所有者の承認を得た者

2. 対象住宅

次の①～④の全てに当てはまる住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に建てられた（着工された）木造住宅であること
- ② 3階建て以下であること
- ③ 現に人が居住している又は居住が見込まれる住宅であること
- ④ 木造住宅耐震補強計画事業補助金、木造住宅耐震補強事業補助金及び耐震シェルター設置事業補助金の交付を受けていない住宅

3. 対象事業

対象住宅の**1階部分**に対象となる耐震シェルターを設置するもの

※対象となる耐震シェルターは次ページを参照

4. 補助金の額

耐震シェルターの購入及び設置に係る費用の額（最高100万円）

※住宅1戸につき1箇所に要する設置費用に限る。

※耐震シェルター設置に必要な不可欠な工事と判断される場合は、床下の補強費用、既存物の解体及び復旧費用についても補助対象となります。

5. 申請時に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 対象住宅の所有者であることが確認できるもの（登記事項証明書等）
- (3) 耐震シェルターの購入及び設置に要する費用の見積書等の写し
- (4) 補助金代理請求及び受領予定届出書（詳しくは別紙を参照してください。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

※(2)については、借家の場合で居住者が申請する場合は、家主等の承諾も併せて必要

※(4)については、補助金の受取りを工業者に委任される場合のみ必要

6. 提出場所

都市計画部建築指導課

7. 対象となる耐震シェルター

種類	名称	会社名
シェルター	三重県型「耐震シェルター」	三重県木材協同組合連合会 (認証建築事業者)
	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
	耐震シェルター「耐震和空間」	株式会社ニッケン鋼業
	つみっくブロックシェルター	株式会社つみっく NPO法人つみっくくらぶ
	木質耐震シェルター70K	一般財団法人 耐震住宅100%実行委員会 株式会社エヌ・シー・エヌ
	コンテナ型耐震シェルター「まもルーム」	株式会社カラフルコンテナ
	耐震健康シェルター「命守(いのちもり)」	株式会社青ヒバの会ネットワーク 製造元：鹿沼健康住宅推進協議会
	減災寝室	有限会社扇光
	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社
	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
	シェルキューブR	株式会社デリス建築研究所
	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設
	耐震シェルター レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
	シェル太くん工法	株式会社 ヤマヒサ
	室内用耐震シェルター(6畳タイプ)	フレッセ
	室内用耐震シェルター(8畳タイプ)	フレッセ
	j.Pod 耐震シェルター	j.Pod&耐震工法協会
	おとくにシェルター	おとくに(乙訓)リフォーム
マイシェルター	株式会社ヤマナカ製作所	
ベッド	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼業
	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
	耐震ベッド「ウッド・ラック」(WOOD・LUCK)	新光産業株式会社
	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
テーブル	耐震小型シェルター 「構-kamae-」テーブルタイプ	株式会社安信 (事業継承：関西ポラコン株式会社)

手続きの流れ

Step1 申請手続き

① 補助金交付申請

申請書に必要事項を記入し、その他必要書類を添えて建築指導課へ提出して下さい。



② 交付決定の通知

市から「補助金等交付決定通知書」を郵送します。



Step2 設置の実施

③ 耐震シェルター設置の実施

交付決定通知後、契約をし、耐震シェルターの購入及び設置を実施して下さい。設置前及び設置後の写真を忘れずに撮って下さい。

※交付決定日までに契約または耐震シェルターを設置された場合は補助対象外になります。



Step3 実績手続き

④ 実績報告書の提出

設置が完了しましたら、実績報告期限内（交付決定通知書に記載）かつ完了後30日以内に実績報告書を建築指導課へ提出して下さい。

また、添付書類として次のものが必要になります。

- ・ 耐震シェルターの購入及び設置に係る契約書の写し
（変更した場合は変更契約書共）
- ・ 耐震シェルターの購入及び設置に係る領収書等の写し

※補助金の受取りを工業者に委任する場合は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書等の写し

- ・ 耐震シェルターの設置前及び設置後の写真
（実績報告書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。）



⑤ 交付確定の通知

市から「補助金等交付確定通知書」を郵送します。



Step4 請求手続き

⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金を交付いたします。

※補助金の受取りを工業者に委任される場合は、委任状が必要です。

（請求書及び委任状は「補助金等交付決定通知書」の郵送時に同封します。）

補助金の代理請求及び受領制度とは

補助金申請者が受け取る予定の補助金を市から直接事業者へ交付する制度です。

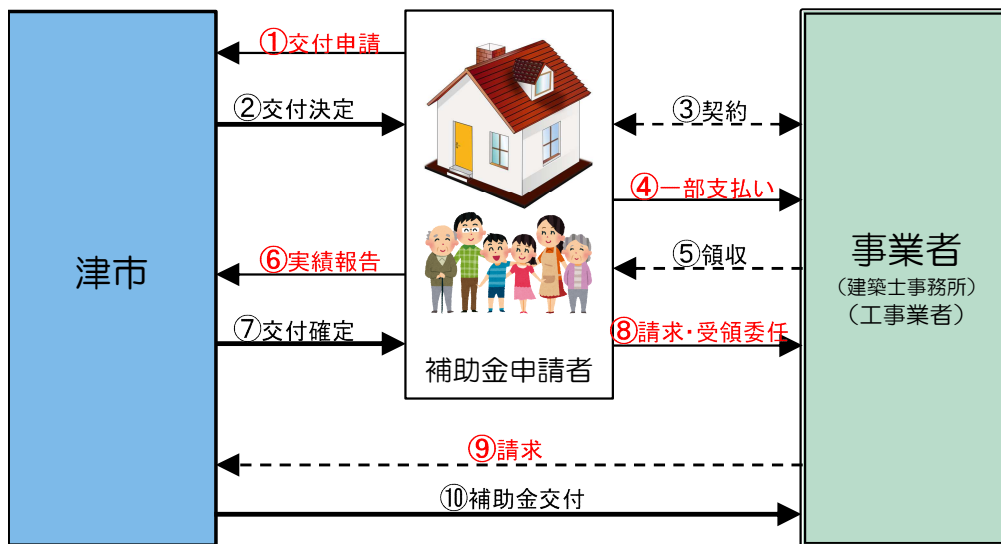
従来の市の補助金は、要した費用を事業者へ一旦全額支払っていただいてから、市が補助金申請者に補助金を交付するという制度でしたが、「補助金代理請求及び受領制度」を利用していただくことにより、**実際の費用と補助金との差額（自己負担額）のみ**を事業者に支払っていただくだけで済むようになります。

なお、補助金代理請求及び受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に事業者の承諾を得ていただくようお願いいたします。

●要する費用が120万円（補助金額100万円）の場合



補助金代理請求及び受領の流れ



- ① 交付申請時に「補助金代理請求及び受領予定届出書」を提出
- ④ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額を事業者に支払う
- ⑥ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書の写しを提出する
- ⑧ 補助金申請者は、補助金の請求及び受領を事業者に委任する
- ⑨ 事業者は、申請者からの委任状を添えて、補助金を請求する

津市 都市計画部 建築指導課

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336